# 利根川水系 中川・綾瀬川プロック河川整備計画に記載すべき事項(案)

# 1. 中川・綾瀬川の概要

## 1.1 流域及び河川の概要

- ・ 中川は幹線流路延長約 81km、流域面積約 811km<sup>2</sup>の一級河川。
- · 綾瀬川は幹線流路延長約 48km、流域面積約 162km<sup>2</sup>の一級河川。
- ・ 流域は洪積台地と沖積平野で構成され、洪水により形成された自然堤防が存在。
- ・ 年平均降雨量は1,300mm 程度、全国平均約1,700mm に比べ少雨。
- ・ 冬は「空っ風」といわれる北西の季節風により乾燥、夏は南東の季節風が支配的で雨は夏に多い。
- ・ 中川・綾瀬川の上中流域は水田地帯を流れ、河岸にはヨシや水生植物が見られる。
- ・ 中川の吉川市から八潮市付近の右岸側は、沿川に自然堤防が発達し、屋敷林や社 寺林が特徴的。
- ・ 綾瀬川下流域では沿川の都市化が進み、水際部がほとんど直立護岸。
- ・ 中川・綾瀬川流域は、1 都 2 県 20 市 3 区 11 町で構成され、流域内人口は 335 万 6 千人。
- ・ 中川・綾瀬川流域の関連市町村の主な産業は元来農業であったが、昭和以降は工業へ、昭和 40 年代以降は工業からサービス業へと移行。
- ・ 平成 17 年の製造品出荷額及び商品販売額は 20 兆円を超え、利根川水系の中でも 重要な地域。
- ・ 交通網は東京から放射状に発達。

#### 1.2 治水の沿革

- ・ 徳川幕府は、利根川の東遷及び荒川の西遷を実施。中川・綾瀬川の独立流域化。
- ・ 大正 5 年に大正 2 年 8 月洪水を対象とした内務省直轄改修計画を策定し、昭和 5 年に事業完了。
- ・ 昭和 13 年 6、7 月洪水及び 9 月の異常高潮による被害を契機に、東京都及び埼玉県による「中川・綾瀬川・芝川三河川総合河川改修増補計画」を昭和 13 年に立案するが、第 2 次世界大戦により昭和 19 年に休止。
- ・ 高潮計画として、東京都が昭和9年に総合高潮防御計画を策定したが、第2次世界大戦により完成することなく休止。
  - 注)この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

- ・ 昭和 24 年から四ヶ年計画国庫補助事業として新中川の開削に着手し、昭和 37 年 に完成。
- ・ 東京都では、昭和 24 年 8 月のキティ台風による高潮災害を契機に、同 24 年から 第一次高潮対策事業の推進を図り、同 31 年度にほぼ完了。昭和 32 年度から第二 次高潮対策事業に着手し、その後、防潮堤、護岸、水門、排水機場の整備による 高潮対策事業が昭和 38 年に策定され、現在に至る。
- ・ 昭和 36 年に中川・綾瀬川の中流部主要区間が大臣管理区間に編入。
- ・ 昭和 33 年 9 月洪水、昭和 36 年 6 月洪水を基準として、中川総体計画を昭和 38 年に策定。綾瀬川放水路の建設を計画。
- ・ 昭和 40 年の新河川法の施行に伴ない、昭和 41 年に工事実施基本計画を策定。三郷放水路を計画。
- ・ 昭和 55 年に工事実施基本計画を改定。その後、治水条件の変化に対応すべく首都 圏外郭放水路等を加え、平成 5 年に工事実施基本計画を改定。
- ・ 都市化の著しい進展に伴なう流出増や浸水区域の拡大に対応するため、昭和 58年に中川・綾瀬川流域整備計画を策定。平成 12年には、その後の様々な問題に対応すべく、新たな流域整備計画を策定。
- ・ 平成 9 年の河川法の改正を受け、平成 18 年 2 月に利根川水系河川整備基本方針を 策定。

#### 1.3 利水の沿革

- ・ 中川の水は古くから農業用水に利用され、現在では工業用水にも利用。
- ・ 江戸時代の新田開発により取排水網が整備され、昭和20年代までは農業用水が中心。
- ・ 工業用の利用は、県営東部第一工業用水道事業が昭和39年に取水したのが最初で、現在では埼玉県南部工業用水として利用。
- ・ 綾瀬川の大臣管理区間での水利用は行われていない。
- ・ 中川・綾瀬川の大臣管理区間では、渇水による顕著な問題は生じていない。

# 2. 中川・綾瀬川の現状と課題

#### 2.1 治水の現状と課題

## 2.1.1 洪水対策

#### (1) 河道整備

- ・ 大臣管理区間における平成 17 年度末時点の堤防の整備状況は、堤防が必要な区間 のうち、計画断面を満足する区間の割合は中川約 20%、綾瀬川 0%。
- ・ 暫定堤防高での整備(HWL堤)は、中川約53%、綾瀬川約86%
- ・中川右岸中上流部は無堤区間が存在し、整備が急務。

## (2) 洪水処理

- ・中川・綾瀬川流域は低平地であり、河川の水位が高くなると支川からの自然排水が 困難。
- ・ 堤防整備以外にも、首都圏外郭放水路や三郷放水路、綾瀬川放水路などを整備しているが、近年の出水でも浸水被害が発生しており、さらなる整備が必要。
- ・昭和 58 年度から進められている総合治水対策の一環として、開発に伴う流出抑制 対策等を実施しているが、いまだ十分な状況ではなく、今後も更なる整備が必要。

#### 2.1.2 堤防の安全性

- 過去の築造・補修の繰り返しにより堤防内部の構造が不明。
- ・ 堤防の浸透に対する安全性が低い区間が存在し、堤防強化が必要。

#### 2.1.3 高潮対策に伴なう影響区間での対策

・東京都の高潮対策において、大臣管理区間下流部は防潮水門閉鎖時の湛水区間となるが、計画断面が完成しているのは左右岸合わせて 7km 程度で、整備率約 25%と非常に低い状況のため、高さの確保が必要。

#### 2.1.4 河川管理施設等の維持管理

- ・中川では一部河道内に樹木が繁茂し、洪水の流下を阻害。また、局所的な洗掘等に よる河岸の被害が発生。
- ・ 排水機場等の施設の効率的運用のため、操作の確実性を確保しつつ施設管理の高度 化、効率化が必要。

#### 2.2 利水の現状と課題

- ・中川吉川地点の過去51年間(S28~H15年)の平均低水流量は約13.5m3/s、平均渇水流量は約8.9m3/s。
- ・ 綾瀬川畷橋地点の過去19年間(S60~H15年)の平均低水流量は約1.6m3/s、平均渇水流量は約1.3 m3/s。
- ・ 中川の水は、農業用水としてかんがい面積約690haに供給し、最大約1.9 m3/s が利用され、工業用水として、最大約1.9m3/s が利用されている。

## 2.3 環境の現状と課題

#### 2.3.1 水質

- ・ 中川・綾瀬川は、急激な都市化により、水質が著しく悪化した。
- ・ 綾瀬川は、全国一級河川の大臣管理区間の水質調査で、昭和 55 年から平成 6 年まで 15 年連続で最下位を記録。
- ・ 中川では、改善傾向にあるが環境基準を満たしていない。
- ・中川・綾瀬川は、流域の農業用水の落ち水によりかんがい期の流量は比較的豊富で、 水質の環境基準を満足しているが、非かんがい期は水質が悪化する傾向がある。
- ・ 綾瀬川では、清流ルネッサンスや綾瀬川・芝川等浄化導水事業及び関係機関等と連携し水質が改善されてきているが、目標水質が達成されていない。

## 2.3.2 自然環境

- · 【中川】
- ・ 吉川市から八潮市付近の右岸は、様々な生物の生息環境がモザイク状に連続して分 布。
- ・下流部は、大部分がコンクリートや矢板の護岸のため自然環境に乏しい。
- 【綾瀬川】
- ・ 人工的な護岸で整備され、生物の生息場として厳しい環境。
- ・潮位の影響を受ける区間では、ボラなどの汽水魚の遡上が見られる。

#### 2.3.3 河川空間の利用

- · 【中川】
- ・ 利用可能な高水敷がほとんど無く、水際からの釣り、堤防上の散策・サイクリング等の縦断的な利用に限定。
- ・ 古くから舟運が発達していた河川であり、タンカーやプレジャーボートなどの航行 が盛んであるが、不法係留船が治水上の問題。
- 【綾瀬川】
- ・ 高水敷がほとんど無く、利用はサイクリングや散策といった天端の通行に限定。
- ・ 地域再生法に基づいて、住民が主体となったまちづくりが進行。

## 2.3.4 景観

- ・中川では、自然堤防沿いに形成された雑木林、河岸のヨシ原やヤナギなどが、河川 と一体となった良好な景観を形成し、保全が必要。
- ・ 綾瀬川では、草加市にある「綾瀬川の松並木」など歴史文化的景観を形成し、保全が必要。

#### 2.3.5 河川空間の維持管理

- ・中川は、堤防より川側に民有地(河川保全区域)が広く残っており、堤防より川側への車両乗り入れ等が容易であるため、不法投棄等が顕著。河川巡視等による不法投棄の発見・処分あるいは監視を行っているが、対策が追いついていない。
- ・ 綾瀬川は廃棄物の投棄等は少ないが、生活ごみや自転車などの投棄が目立つ。
- ・中川・綾瀬川においては、地域住民団体や市民団体による定期的な清掃活動や、「クリーン大作戦」などを実施。今後は河川管理者だけでなく、自治体や警察、地域住民、市民団体(NPO)等が協力して地域ぐるみで「ごみを捨てさせない対策」を実施していくことが必要。

# 3. 河川整備計画の目標に関する事項

- ・ 河川整備の基本的な方針は『利根川水系河川整備基本方針』(平成 18 年 2 月 14 日)で定められている。
- ・ 基本方針に沿って、計画的に河川整備を行うために当面の整備内容を記載。
- ・ 目標とする整備段階以降も、段階的・継続的に整備を行うことが必要、その実現に向けた様々な調査・検討が必要。
- ・ 現在の社会経済情勢、自然環境及び河道状況に基づき作成、これらの状況の変化 や新たな知見及び技術の進歩等により、必要に応じて見直しを実施。

## 3.1 河川整備計画の基本理念

河川整備の基本理念:安全で安心して暮らせ、水とふれあい、生物に もやさしい潤いのある川づくりを行い、都市の 発展との調和を目指す

安全で安心できる川づくり

生命や財産の保護 流域関係者との連携 浸水被害の軽減

清らかな川づくり

地域と連携良好な水質の確保

良好な河川環境及び生物 や人に優しい川づくり

都市域の自然環境の保全

都市と調和した川づくり

流域の水循環系や街づくりとの一体化

#### 3.2 計画対象区間及び計画対象期間

#### 3.2.1 河川整備計画の対象区間

・中川(大場川、第二大場川、大場川放水路、三郷放水路) 綾瀬川(綾瀬川放水路)及び首都圏外郭放水路の大臣管理区間を対象。

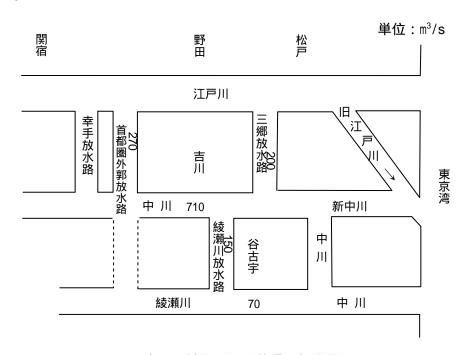
#### 3.2.2 河川整備計画の対象期間

・ 概ね30年。

## 3.3 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

## 3.3.1 洪水対策

- ・ 利根川水系河川整備基本方針に対応した流量は、概ね 100 年に一回の確率で発生する洪水規模。
- ・ これを目標とした河川整備の実施は、膨大な費用と年数を要す。
- ・戦後最大規模を記録した昭和 33 年 9 月洪水と同規模の洪水( 概ね 30 年に一度発生 する洪水に相当 ) の安全に流下が目標。
- ・河川整備の目標流量は、中川は吉川において 710m³/s、綾瀬川は谷古宇において 70m³/s。



中川・綾瀬川河川整備目標流量図

#### 3.3.2 高潮対策に伴う影響区間対策

・昭和34年9月伊勢湾台風と同規模の台風による高潮に対して安全を確保するため、 湛水区間の堤防について A.P+5.0~5.5m の高さを確保。

#### 3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

- ・中川及び綾瀬川の流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、大臣管理区間に おいては全川感潮域のため設定しない。
- ・ 都・県管理区間や支川等における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、 必要に応じて調査・検討。

## 3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

## (1) 水質の保全

- ・中川は、安定的に環境基準の達成を目指す。
- ・ 綾瀬川は、清流ルネッサンス で定めた目標水質の安定的な達成を目指す。

## (2)河川環境の保全

- 動植物の生息・生育環境の保全・再生を目指す。
- ・ 自然環境の連続性・多様性のある河川を目指す。
- ・ 綾瀬川については、河岸直立化により失われた自然環境の再生を目指す。
- ・中川・綾瀬川について、自然のネットワーク形成を目指す。

## (3)人と川とのふれあいの確保

- ・ 人と川とのふれあいについては、自然環境と調和した秩序ある利用の促進と誰もが 親しみやすい河川空間を目指す。
- ・中川については、秩序ある水面利用の実現を目指す。
- ・ 綾瀬川については、安全に水辺に親しめる川づくりを目指す。
- ・ 河川景観については、歴史・文化等の地域特性及び河川環境特性を踏まえ、周辺の 自然や町並みと調和の取れた良好な河川景観の保全・継承を目指す。

# 4. 河川整備の実施に関する事項

#### 4.1 河川整備の基本的な考え方

## 4.1.1 洪水・高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する考え方

- ・ 治水対策は、目標流量の安全な流下のため、流出抑制対策や埼玉県整備による洪水 調節施設を見込んだうえで、既設の放水路による洪水調節、新たな洪水調節施設 の検討・整備、河道掘削・築堤・堤防嵩上げ等を実施。
- ・ 流入支川の排水対策は、支川の整備状況等を考慮し、必要な対策を実施。
- ・ 中川及び綾瀬川の高潮対策に伴う影響区間については、目標高までの堤防を整備。
- ・ 中川の堤防は詳細点検を実施し、必要に応じて強化。
- ・ 事業実施に当たっては、平成 12 年に策定された中川・綾瀬川流域整備計画(総合 治水対策)に基づく整備を優先。
- ・目標とする治水安全度を超える規模の洪水や、整備途上段階での施設能力を超える 洪水に対しては、壊滅的な被害とならないように河川管理施設の適正な維持管 理・操作を行い、治水機能を最大限に発揮させるとともに、平常時から洪水ハザ ードマップ作成の技術的支援、情報提供や水防体制の強化及び関係機関や地域住 民との連携に努め、警戒避難体制等を強化。

#### 4.1.2 河川環境の整備と保全に関する考え方

- ・ 水質について、下水道事業等と連携し流入する汚濁負荷量の削減に努めるとともに、 既存の浄化施設等の運用の継続を含め水質改善対策を実施。
- 特に綾瀬川は、清流ルネッサンスの進捗を踏まえ水質浄化対策を推進。
- ・中川については、自然地の保全を図るとともに、築堤・掘削により影響を受ける箇 所については対策を行い連続性及び多様性を確保。
- ・ 綾瀬川については、河岸の自然環境を可能な限り再生。
- ・ 空間の利用については、地域計画及び地域のニーズを踏まえ、ユニバーサルデザインに配慮した整備を実施。
- ・ 自然環境の保全と秩序ある利用の促進を図るため、河川空間の保全と利用の目的に 応じたゾーン配置を行い、ゾーン特性を踏まえた適正な整備及び管理を実施。
- ・ 歴史や文化等の地域特性を踏まえ、地域と連携を図り、河川景観を保全・形成。

## 4.1.3 河川整備の実施に関する総合的な考え方

- ・ 河川整備の実施にあたっては、河川のみならず必要に応じて河川周辺の環境も把握した上で河川整備に活かす。
- ・ 中川・綾瀬川流域の歴史及び文化等の地域特性も踏まえて、治水、利水、環境及 び利用を一体的に捉え、それぞれの目標が調和しながら達成されるよう、総合的 な視点で整備。
- ・ 設計、施工及び維持管理において、資材のリサイクルと総合的なコストを縮減。

# 4.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

## 4.2.1 洪水等に関する整備

## (1) 河道の流下能力向上

・目標流量を安全に流下させることができない区間においては、河道掘削、築堤及び 堤防の嵩上げを実施。

#### (2) 流域外への排水施設

- ・ 綾瀬川について、八潮排水機場、綾瀬排水機場の増設及び首都圏外郭放水路の延伸 等の施設について検討・整備を実施。
- ・ 検討・整備にあたり、関係機関等との調整、連携を図るとともに、施設の効果的運用に配慮。

## (3) 流入する支川の排水対策

・ 新方川等の埼玉県管理河川の合流部において、関係機関と調整し、支川の整備状況 等を総合的に検討し、必要に応じて水門等を整備。

#### (4) 堤防の質的安全性確保

・ 堤防の詳細点検結果より対策が必要となった箇所について、必要に応じた対策を実 施。

## 4.2.2 河川の環境の整備と保全に関する事項

## (1) 水質の改善

- ・ 下水道事業等の関連事業と連携を図り、汚濁負荷量の削減に努めるとともに、関係機関と連携を図り水質改善対策を検討・実施。
- ・ 綾瀬川においては、綾瀬川清流ルネッサンス の行動計画を策定しており、これに 基づき水質改善対策を検討・実施。

## (2) 河川環境の保全と再生

- ・中川の高水敷にあるハンノキ林、ヨシ原を保全・再生。
- ・中川・綾瀬川では、人工化された水際部を対象に、既設護岸を緑化し、可能な限り 自然環境を再生。
- ・中川・綾瀬川について、流域に残る自然地と河川区域内の自然地とのネットワーク化に取り組む。

## (3) 人と川とのふれあいの確保

- ・ 安全で秩序ある水面利用の増進を実現するための水面利用計画を策定し、それに基づく航行標識等の施設整備を実施。
- バリアフリー坂路等の整備を実施。
- ・ まちづくりと連携した拠点整備を実施。
- 安全に水や生き物とふれあえる場として拠点整備を実施。

## 4.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

#### 4.3.1 河川の維持に関する基本的考え方

- ・ 河川の維持管理は、災害防止、河川利用、環境保全などの目的に応じた管理、日常から洪水時までの河川の状態に応じた管理、河川管理施設の種類に応じた管理など広範、多岐。
- ・ 河川の維持管理を効果的・効率的に実施。
- ・ 中川・綾瀬川各々に応じた維持管理基準を定め、具体的な維持管理の内容を位置づけた計画の策定、適正な管理の実施。
- ・ 河床の深掘れや河岸の浸食等が生じている箇所では、必要に応じて根固め、護岸及 び法面保護等の対策を実施。

注)この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

・長期・持続的に河川の変化を把握・分析し、必要な措置を講じるための合理的な仕組みとして、巡視・点検、維持・補修、評価、公表など一連の行為からなるサイクル型の維持管理体系を構築。

## 4.3.2 洪水、湛水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

## (1) 堤防の維持管理

- ・ 堤防については、洪水及び湛水に対して所要の機能が発揮されるよう、平常時から 巡視・点検等を行い、適正な管理に努める。
- ・ 洪水又は地震発生後の河川巡視による河川堤防等の亀裂や法崩れ等の早期発見。
- ・容易な堤防点検のための定期的な除草。
- ・ 不法行為等の有無や施設の状況、河川空間利用や河川環境について、日々の巡視による状況把握。異常等が発見された場合の適切な処置の実施。

## (2) 河道の維持管理

- ・ 河道への土砂堆積及び樹木の繁茂による洪水の流下阻害、水門・樋門等の排水機能 の低下などに対して、動植物の生息・生育環境に配慮し必要に応じて適切な管理 を実施。
- ・ 河川区域内のゴミ、流木等について、河川巡視による把握、早期の撤去・是正。

#### (3) 河川管理施設の維持管理

- ・ 水門・樋門、排水機場等の河川管理施設については、洪水及び湛水に対して所要の機能が発揮されるよう、平常時から巡視・点検等を行い、適正な管理に努める。
- ・ 首都圏外郭放水路については、施設の運用を行いつつ、適切で合理的な管理手法を 確立。
- ・ 許可工作物の定期的な履行検査の実施し、河川管理施設と同等の機能を維持。
- ・ 洪水又は地震発生後の河川巡視による河川管理施設の被害の早期発見と速やかな 復旧。

#### (4) 河川管理施設の操作管理

- ・ 水門、排水機場などの河川管理施設については、操作規則等に基づき、自治体と連携し、迅速かつ適確に操作。
- ・ 操作員、自治体等に対して施設の機能や操作についての研修会、訓練等を実施。
- ・ 危機管理対策として、遠隔操作システムの補完的な整備による初動対応の充実。

## (5) 河川等における基礎的な調査

- ・ 治水、利水及び環境の観点から総合的に管理していくため、河道形状について定期 的・継続的な測量により把握し、流域内の降雨量の観測、水位・流量の観測、地 下水位の観測及び河川水質の調査等を継続して実施。
- ・ 観測精度を維持するため、日常の保守点検を実施するとともに、観測精度の向上に向けて、観測施設の拡充及び観測手法の改善等を実施。

# (6) 防災等の情報の共有

## 水防警報の発令

- ・ 水防警報指定河川において、洪水等によって災害が発生するおそれがあるとき、水 防警報を発令し、その警報情報を関係都県に通知。
- ・ 平常時から、防災情報の共有、関係機関との連絡体制の確立が図られるよう連携を 強化。

## 洪水予報の発令

- ・ 洪水予報指定河川において、洪水のおそれがあると認められるときは、水位等の情報を示し、気象庁と共同で洪水注意報又は洪水警報等の情報を発表。
- ・関係都県に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、一般に周知。 **漫水予想区域の指定、公表**
- ・ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、河川が 氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定、公表。
- ・ 洪水ハザードマップ等が早期に作成・公表されるよう、技術的な支援を実施。

## 防災情報の多様化

・ 雨量及び水位に加えて、CCTVカメラによる画像情報等、光ファイバー、河川情報表掲示板等の情報インフラ、インターネット及び携帯端末等を用いて、分かりやすくかつリアルタイムに情報を提供。

## (7) 地域における防災力の向上

#### 水防体制の維持・強化

・ 重要水防箇所の水防管理者等への周知及び出水期前の合同巡視等の実施。

#### 地域防災力の再構築

・ 自治体と連携して、浸水被害を回避・軽減するための自主防災組織の結成や学校や 地域における防災教育を実施。

注)この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

## (8) 災害発生時の自治体への支援

・中川・綾瀬川流域内の自治体が管理する河川において、必要に応じて災害対策用機器等を活用し、迅速に情報を収集・提供。また、必要に応じて、応急復旧用資材を提供するなどの支援を実施。

## (9) 治水機能の保全

- ・ 自然堤防等の自然的治水機能(減災効果)について、地域との認識の共有化と機能 保全依頼。
- ・保水・遊水機能を有する地域等について、総合治水の観点から「中川・綾瀬川流域 整備計画」に基づき機能確保のための協力を求める。

# (10) 防災施設の整備と活用

・ 洪水時等における円滑かつ効果的な河川管理保全活動及び緊急復旧活動を行うための拠点として、防災拠点や側帯、緊急時の車両交換所等を必要に応じて整備。

## (11) 被害軽減対策等

#### 排水ポンプ車の活用

・ 浸水被害を防止または軽減するため、応急的な排水対策として、必要に応じて排水 ポンプ車を機動的に活用し、浸水被害を防止または軽減。

#### 破堤時の被害軽減対策の検討

・ 利根川あるいは江戸川の破堤による浸水被害の拡大を防止するための緊急的な災害復旧手法及び施設の検討と、必要に応じての整備。

#### 4.3.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

#### (1) 河川水の利用

- ・ 適正な水利用と流水の正常な機能の維持を図るため、河川水量、取水量及び塩素イオン濃度等の水質を監視。
- ・ 利用者と情報連絡体制を構築し、河川流量等の情報収集及び提供。

#### (2) 渇水時の対応

・ 渇水時には関係利水者等との連携を密にし、情報の提供などにより渇水被害の軽減に努める。

#### 4.3.4 河川環境の保全に関する事項

## (1) 水質の保全

- ・ 水質監視を行い水質の状況を把握するとともに、水質保全に関する啓発を行うため 情報等の提供を実施。
- ・ 関係機関及び地域住民と連携し、水質向上に向けた新たな水質指標の検討を行い、 更なる水質改善のための意識向上を図る。
- ・中川については、非かんがい期において水質悪化の傾向があるため、農業用水路の 管理者と連携を図り水質の改善に取り組む。
- ・ 綾瀬川については、綾瀬川清流ルネッサンス 計画を推進し、流域ぐるみの水質改善施策を実施。国土交通省においては、越谷浄化施設及び桑袋浄化施設の運用や、 荒川からの浄化用水の導入による水質浄化を実施。
- ・ 必要に応じて、環境への影響に十分配慮しながら底泥浚渫等を実施。

## (2) 水質事故への対応

- ・ 河川巡視やCCTVカメラ、水質自動監視所等を活用した水質事故の早期発見。河 川利用者や市民からの通報が得られるような体制の整備。
- ・油流出等の水質異常発生時には、「関東地方水質汚濁対策連絡協議会」を構成する 関係機関と連携し、被害の拡大を防止。
- ・ 事故時に円滑な対応が図れるよう、水質事故管理体制を強化。

#### (3) 河川空間の適正な利用

#### 秩序ある河川空間利用の調整

- ・ 自然の保全と秩序ある河川利用の促進のため、ゾーン特性に基づいた適正な河川利 用がなされるよう必要に応じて施設管理者及び占用者に対して指導を実施。
- ・ 定期的な河川巡視を行い、不法な工作物の設置や耕作、廃棄物の不法投棄等の行為 について関係機関と連携し、適切に対処。

#### 秩序ある水面利用の確保

・ 舟運の活性化のために必要な河道や河岸の維持管理。

#### 川の利用促進のための施設の維持

- ・ 距離標識、案内看板等についてユニバーサルデザインを導入。
- ・ 河川の安全利用に関する周知活動や河川巡視等を定期的に点検。

#### 河川景観の維持、河川文化の伝承

・ 歴史的・文化的資産等を活用し、川らしさを継承するための施策を推進。

注)この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

## (4) 良好な河川環境の保全

- ・「河川水辺の国勢調査」等により継続的に河川環境のモニタリングを実施。
- ・ 良好な自然環境を保全するため、ゾーン特性に基づいた管理を行い自然環境の維持と保全を図る。
- ・ 生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全するため地域と一体となった河川環境の管理を実施。

## (5) ゴミ対策

- ・ 地域住民等の参加による河川の美化・清掃活動を自治体と連携して支援。
- ・ 地域住民等がボランティアとして継続的に河川美化活動を実施するアドプトプログラム等の活用を自治体と連携し促進

## 4.3.5 その他の維持管理に関する事項

## (1) 河川管理情報のデータベース化

・河川管理に関する情報やこれから収集される維持管理の結果について、記録・保存、 データベース化。

## (2) 維持管理技術の継承と熟練高齢者の活用

- ・多様な河川の特性に応じた維持補修や保全対策を行なえる専門家の養成、人材確保。
- ・ 熟練高齢者等の活用、再チャレンジの機会の創出。

# 5. その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

## 5.1 地域住民、関係機関との連携・協働

・ 河川の維持管理を行うため、市民団体等を支援していくとともに、関係機関と連携 し地域住民の維持管理への積極的な参加を促進。

## 5.2 環境教育の支援

- ・ 学校、市民団体、関係機関等と連携し、河川を活用した環境教育の支援を行う。
- ・ 河川環境教育における指導者、団体間等の連携及び次世代の人材育成に取り組む。

## 5.3 高齢化社会への対応

- ・ 地域住民や沿川自治体等と一体となって、高齢化社会に対応した福祉の川づくりを 目指す。
- ・ すべての人々が河川空間を快適に使うことができるようユニバーサルデザインを 踏まえた施設整備の改善を図る。

# 5.4 IT (情報技術)の活用

- ・ 光ファイバーネットワーク等を用いた情報通信機能の活用。情報管渠等の通信事業 者等への開放による、情報通信網の基盤整備への貢献。
- ・ インターネット等を積極的に活用した防災情報提供システムの構築による、より多くの地域住民へ情報伝達。

## 5.5 河川情報の共有と新たな技術開発の取り組み

- ・中川・綾瀬川の特性を活かした河川整備を進めるため、公開講座等の開催、ホームページ、広報誌などを活用した地域住民との中川・綾瀬川に関する情報の共有化。
- ・ 過去の災害についての地域住民との情報共有による、災害文化の継承。
- ・中川・綾瀬川における管理上の課題解決や河川管理に係わる新たな技術開発に向けての、水位・流量・雨量・水質等の水文データや環境情報の蓄積と調査研究の推進。
- ・ 河川情報、河川の CCTV 映像、排水機場の状況、避難・被災情報等の防災情報の一元化、共有化、情報提供を行う「中川・綾瀬川流域防災情報ネットワーク」の整備。

## 5.6 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理

- ・ 中川・綾瀬川流域全体の視点に立って総合的な河川管理を行なうため、河川管理者 と関係機関、流域住民が連携した川づくり懇談会等の開催。
- ・ 河川管理者と下水道管理者、地方公共団体が共同して、流域の浸水被害を防止・軽減するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域への指定及び流域水害対策計画の策定に向けての調査検討を推進。